

東松島市 1

事業名	東松島市空き家バンク補助金
事業主体	東松島市

対象者	☒ 個人(持ち家)		☒ 個人(賃貸)		☐ 事業者		
対象工事	☐ 新築(建設)		☒ 改修・増築		☒ 購入		
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☐ 環境対策	☒ 移住定住・子育て等支援	☒ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他

概要	東松島市空き家バンクを利用して、売買・賃貸契約が成立した際に、所有者又は移住者に対し経費の一部を補助するもの。
補助対象要件	所有者 ・空き家バンクに登録し、空き家バンク利用者（市外からの移住者に限る）との空き家等の売買契約または賃貸借契約が成立したもの。なお、売買契約の場合は、購入者が10年以上の居住を目的とすること、賃貸契約の場合は、当該住宅を10年以上移住者向け賃貸物件として活用することを要件とする。 移住者 ・市外居住者で、空き家バンクに登録し、所有者との空き家等の契約が成立したもの。 ・空き家バンクの対象物件に10年以上居住しようとする意志があるもの。 ・契約対象空き家等の所有者等が3親等内の親族でないもの。 ※利用登録に際して、現住所地の市区町村民税及び公共料金に滞納がないことが条件となります。
補助金額等	所有者又は移住者 空き家の改修その他住宅の機能向上のために行う修繕及び設備改善に要する経費の3分の2で、最大50万円。 ※同一世帯に対して一回限り
補助申請期間	令和8年度末(令和9年3月31日)まで ※来年度以降は予算の成立をもって補助することとなります。
その他	東松島市ホームページ内にて、同補助金の要綱や交付申請書等の情報を掲載しております。
ホームページ	http://www.city.higashimatsushima.miyagi.jp/index.cfm/17,10863,128,html
お問合せ先	東松島市役所企画政策課基地政策・地域振興係 TEL:0225-82-1111 MAIL:kikaku@city.higashimatsushima.miyagi.jp

東松島市 2

事業名	東松島市合併処理浄化槽設置整備事業補助金
事業主体	東松島市

対象者	☒ 個人(持ち家)		☐ 個人(賃貸)		☐ 事業者		
対象工事	☒ 新築(建設)		☒ 改修・増築		☒ 購入		
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☒ 環境対策	☐ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他

概要	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽を設置しようとする方に対し、補助金を交付します。
補助対象要件	○次の地域を除いた区域内において合併処理浄化槽を設置しようとする方 ・下水道事業認可区域内 ・農業・漁業集落排水事業区域内 ○申請者が居住する住宅であること（管理及び別荘の用に供する建物を除く） ○申請者が個人所有する事業所で、合併処理浄化槽の処理対象人員が10人以下であること ○借りている住宅や事業所に合併処理浄化槽を設置する方ではないこと ○住宅及び事業所を販売又は賃貸する目的で合併処理浄化槽を設置する方ではないこと ○市税等の滞納がないこと
補助金額等	・5人槽 332,000円 ・7人槽 414,000円 ・10人槽 548,000円
補助申請期間	令和8年4月1日から令和8年12月25日まで （令和8年2月26日までに実績報告書を提出できること） ※予算がなくなり次第終了となります
その他	東松島市ホームページに「合併処理浄化槽設置整備事業」について掲載しております。ご不明な点がありましたら、お問い合わせください。
ホームページ	http://www.city.higashimatsushima.miyagi.jp
お問合せ先	東松島市建設部都市整備課都市施設係 電話：0225-82-1111（内線2255）

東松島市 3

事業名	東松島市排水設備整備事業補助金
事業主体	東松島市

対象者	☒ 個人(持ち家)		☐ 個人(賃貸)		☐ 事業者		
対象工事	☒ 新築(建設)		☒ 改修・増築		☒ 購入		
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☒ 環境対策	☐ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他

概要	生活環境整備及び公共用水域の水質保全を図るため、排水設備を設置しようとする方に対し、補助金を交付します。
補助対象要件	○公共下水道処理区域及び集落排水処理区域内において、くみ取り又は単独処理浄化槽から接続するための排水設備を設置する場合 ○合併処理浄化槽設置整備事業に該当し、排水設備を設置する場合。ただし、新築住宅は除く。 ○住宅又は事業所の設置工事を行う所有者又は世帯責任者であること ○市税等の滞納がないこと
補助金額等	最大10万円
補助申請期間	随時受付 ※予算がなくなり次第終了となります。
その他	東松島市ホームページに「排水設備整備補助金制度」について掲載しております。ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。
ホームページ	http://www.city.higashimatsushima.miyagi.jp
お問合せ先	東松島市建設部都市整備課都市施設係 電話：0225-82-1111（内線2255）

東松島市 4

事業名	東松島市水洗便所等改造資金融資あっせん制度
事業主体	東松島市

対象者	☒ 個人(持ち家)		☒ 個人(賃貸)		☐ 事業者		
対象工事	☐ 新築(建設)		☒ 改修・増築		☐ 購入		
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☒ 環境対策	☐ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他

概要	水洗便所の普及促進及び生活環境整備並びに公共用水域の水質保全を図るため、くみ取り便所を水洗便所に改造しようとする方、し尿浄化槽を廃止して排水管を公共下水道に接続しようとする方又は合併処理浄化槽を設置しようとする方に対し、取扱金融機関から無利子の改造資金融資をあっせんします。
補助対象要件	○公共下水道、農業集落排水処理施設及び漁業集落排水処理施設の処理区域内にある住宅（店舗等の併用住宅含む。）の所有者又は占有者（所有者の承認を得た場合に限る。）で、くみ取り便所を水洗便所に改造しようとする方、又は浄化槽を廃止して排水管を下水道に接続しようとする方 ○上記処理区域外にある住宅の所有者又は占有者で、合併処理浄化槽を設置しようとする方 ○市税等の滞納がないこと ○改造資金の償還能力があること ○前年の所得金額が800万円以下であること ○連帯保証人又は金融機関指定の保証会社の債務保証があること
補助金額等	融資あっせん額 ・居住している建物1戸につき100万円以内。賃貸住宅の所有者については、1戸につき100万円の範囲内で200万円以内。
補助申請期間	随時受付
その他	東松島市ホームページに「水洗便所等改造資金融資あっせん制度」について掲載しております。ご不明な点がありましたら、お問い合わせください。
ホームページ	http://www.city.higashimatsushima.miyagi.jp
お問合せ先	東松島市建設部都市整備課下水道経営係 電話：0225-82-1111（内線2233）

東松島市 5

事業名	東松島市重点対策加速化事業補助金
事業主体	東松島市

対象者	☒ 個人(持ち家)		☐ 個人(賃貸)		☒ 事業者		
対象工事	☒ 新築(建設)		☒ 改修・増築		☐ 購入		
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☒ 省エネ化	☒ 環境対策	☐ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他

概要	太陽光発電設備・蓄電池などの再エネ設備及び高効率給湯設備・高効率空調設備などの省エネ設備の設置に対して、一定の基準・条件を満たした設備導入経費の一部を補助するもの。
補助対象要件	【再エネ設備】 1) FIT又はFIPの認定を所得しないこと 2) 自家消費型率：家庭用30%、業務用（自家消費含む県内の需要家の消費）50%以上 3) 家庭用蓄電池の場合、 ①蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージであること、 ②蓄電池部安全基準JISC8715-2またはIEC62619を満たすこと、 ③メーカー保証およびサイクル試験による性能が10年以上の蓄電システムであること、の3点を満たすこと 【省エネ設備】 1) 1世帯あたり各1台を上限 2) 従来の給湯機器等に対して30%以上省CO2効果が得られるもの。 ※空調設備については、新規導入は対象外
補助金額等	【再エネ設備】 太陽光発電設備（個人）：7万円/kW（上限10kW） 太陽光発電設備（事業者）：5万円/kW（上限50kW） 蓄電池（個人）：本体及び設置工事費の1/3（上限10kWh ※15.5万円/kWh以下の価格のみ対象） 蓄電池（事業者）：本体及び設置工事費の1/3（上限50kWh ※19万円/kWh以下の価格のみ対象） 【省エネ設備】 高効率給湯設備：本体及び設置工事費の1/2（上限5万円） 高効率給湯設備：本体及び設置工事費の1/2（エコキュート・エコワン等：上限25万円、エネファーム：上限40万円）
補助申請期間	令和8年4月1日（水曜）から令和8年12月15日（火曜）
その他	東松島市ホームページ内にて、同補助金の要綱や交付申請書等の情報を掲載をしています。
ホームページ	https://www.city.higashimatsushima.miyagi.jp/kurashi/sumiyoimachini/machibikakanankyohozen/syoenehojo/R8zyuutenn.html
お問合せ先	東松島市SDGs・脱炭素社会推進課 SDGs・脱炭素社会推進係 〒981-0503 宮城県東松島市矢本字上河戸36番地1 東松島市役所 電話：0225-82-1111 内線1472、1473、1475、1476 FAX：0225-82-1124

事業名	東松島市脱炭素先行地域づくり事業補助金
事業主体	東松島市

対象者	☒ 個人(持ち家)		☐ 個人(賃貸)		☒ 事業者		
対象工事	☒ 新築(建設)		☒ 改修・増築		☐ 購入		
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☒ 環境対策	☐ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他

概要	脱炭素先行地域として環境省から選定を受けている、東松島市野蒜地区において太陽光発電設備・蓄電池などの再エネ設備の設置に対して、一定の基準・条件を満たした設備導入経費の一部を補助するもの。
補助対象要件	【再エネ設備】 1) FIT又はFIPの認定を所得しないこと 2) 自家消費型率：家庭用30%、業務用（自家消費含む県内の需要家の消費）50%以上 3) 家庭用蓄電池の場合、 ①蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージであること、 ②蓄電池部安全基準JISC8715-2またはIEC62619を満たすこと、 ③メーカー保証およびサイクル試験による性能が10年以上の蓄電システムであること、の3点を満たすこと
補助金額等	【再エネ設備】 太陽光発電設備（個人）：本体及び設置工事費の2/3（上限70万円） 太陽光発電設備（事業者）：本体及び設置工事費の2/3 蓄電池（個人）：本体及び設置工事費の3/4（上限80万円） 蓄電池（事業者）：本体及び設置工事費の3/4
補助申請期間	令和8年4月1日（水曜）から令和8年12月15日（火曜）
その他	東松島市ホームページ内にて、同補助金の要綱や交付申請書等の情報を掲載をしています。
ホームページ	https://www.city.higashimatsushima.miyagi.jp/kurashi/sumiyoimachini/machibikakankyohozen/syoenehojo/R8senkou.html
お問合せ先	東松島市SDGs・脱炭素社会推進課 SDGs・脱炭素社会推進係 〒981-0503 宮城県東松島市矢本字上河戸36番地1 東松島市役所 電話：0225-82-1111 内線1472、1473、1475、1476 FAX：0225-82-1124